

## 診療報酬請求書等の請求方法について

令和2年2月25日、政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表し、また、同2月26日付けで厚生労働省保険局より「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について」が発出され、「感染拡大予防の観点から、感染の広がり、会場の状況等をふまえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。」とされたところであります。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防のため、診療報酬請求書等の請求については、当分の間、本会への持参をできる限り控え、郵送等にてご対応いただけますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、郵送等の場合においても、受付期限は10日必着となりますので、期日までにご請求くださいますよう併せてお願いいたします。

令和2年3月2日

山梨県国民健康保険団体連合会  
審査管理課 055-223-2112  
審査業務課 055-223-2114  
介護保険課 055-223-2119